

「その通信販売は大丈夫？」 ～契約前に最終確認画面を確認しましょう～

Q スマホのネット広告で「シワに効果あり！」と書かれた 1,980 円のクリームを見つけて注文した。何回か使ってみたが肌に合わない。断りの電話をしなければと思っているうちに 2 回目が届いた。中には「13,580 円の請求書」が同封されていて、その時にはじめて定期購入の商品と知った。何度か断りの電話をしてもつながらないので困っている。

(60 代 女性)

A 通信販売においてはクーリングオフ制度がなく、表示されている規則に従うこととなります。申込に至るまでは、最終確認画面があり販売価格・数量・回数・支払方法・商品発送時期、申込撤回、解除に関する内容・申込み期間等の表示が義務付けられています。

スマホの小さな画面ですが、よく確認したうえで注文しましょう。また、最終確認画面の表示内容をスクリーンショットで保存するなどの慎重さも大切です。

電話については、つながるまで数十分かかることもあります。根気よく連絡してみましょう。

おかしいなと思ったときには消費生活センターにご相談下さい。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）